

審 査 申 立 書

2016年6月3日

東京検察審査会 御 中

審査申立人 上脇博之

代理人代表弁護士

阪口徳雄



(別紙代理人目録記載の弁護士49名代表)

甘利明衆議院議員、元公設秘書・政策秘書

あっせん利得処罰法違反・政治資金規正法違反等告発事件

被疑者 甘 利 明

被疑者 清 島 健 一

被疑者 鈴 木 陵 允

申 立 の 趣 旨

被疑者甘利明、清島健一および鈴木陵允らの下記被疑事実の要旨記載の各行為についてのあっせん利得処罰法および政治資金規正法に違反する告発事件について、「起訴相当」の議決を求める。

申 立 の 理 由

第 1 審査申立人及び申立代理人

審査申立人：上脇博之（別紙審査申立人目録記載の通り）

申立代理人：別紙代理人目録記載のとおり

第 2 罪名

あっせん利得処罰法違反及び政治資金規正法違反

第 3 被疑者

甘利明、清島健一および鈴木陵允

第 4 処分年月日

2016（平成28）5月31日

第5 不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検事 井上一朗

第6 被疑事実の要旨

別紙告発状記載の通り

第7 検察官の処分

不起訴処分。理由は嫌疑不十分。なお理由は処分した検察官からの電話で、代理人代表弁護士が「嫌疑不十分」と聞いただけであり、どの事実についてどのように証拠がなく、嫌疑不十分となったかの質問をしたが、それは答えられないと拒否された。

従って報道されている「権限に基づく影響力の行使」を『いうことを聞かないと国会で取り上げる』などという違法・不当な強い圧力を行使したかかの限定的な解釈をした結果、不起訴になったのか、その理由は不明である。

第8 不起訴処分の不当性

1 政権の有力政治家の介入事件である

本件告発事件は、閣僚として政権の中枢にある有力政治家（被疑者甘利明）事務所が、民間建設会社の担当者からURへの口利きを依頼されて、URとのトラブルに介入して、その報酬を受領したという、あっせん利得処罰法が典型的に想定したとおりの犯罪である。同時に、口利きによる報酬であることを隠蔽するために、政治資金規正法にも違反し、不記載罪を犯した事件である。

2 あっせん利得処罰法の保護法益

あっせん利得処罰法の保護法益は、「公職にある者（衆議院議員等の政治家）の政治活動の廉潔性ならびに、その廉潔性に対する国民の信頼」とされている。政治の廉潔性に対する国民の信頼と言い換えてもよい。本件の被疑者甘利明の行為は、政治の廉潔性に対する国民の信頼を著しく毀損したことは明白である。

しかも、通例共犯者間の秘密の掟に隠されて表面化することのない犯罪が、対抗犯側から覚悟の「メディアへの告発」がなされ、しかも告発者側が克明に経過を記録し証拠を保存しているという稀有の事案である。世上に多くの論者が指摘しているとお

り、この事件を立件できなければ、あっせん利得処罰法の適用例は永遠に無く、立法が無意味だったことになる。

被疑者らが、請託を受けたこと、したこと、URの職員にその職務上の行為をさせるようにあっせんをしたこと、さらにその報酬として財産上の利益を収受に疑問の余地はないと思われる。

3 検察の不起訴処分は政権政党の有力大臣であった者への「恣意的」で「政治的」な不起訴処分である

検察は国民の常識から見て起訴すべき事案を、もし報道されているように検察官が「権限に基づく影響力の行使」を『言うことを聞かないと国会で取り上げる』などという不当な強い圧力を行使したかかのごとき限定解釈をしたというのであれば、その解釈は政権政党の有力大臣であったことによる『恣意的』で『政治的』な限定解釈であると断じざるを得ない。

第1に「権限に基づく影響力の行使」を『言うことを聞かないと国会で取り上げる』などのような一般的な制限的解釈は正しくはない。条文に「その権限に基づき不当に影響力を行使」したとか言う「行為態様」に関して一切の制限をしていない。

権限に基づくという影響力の行使とは、行為態様が強いとか弱いとかいうのではなく、国会議員が有する客観的地位、権限に基づき影響力の行使を言うのであって、その影響力の行使の「態様」を制限していないのである。それをあたかも「影響力の行使」の「態様」について『言うことを聞かないと国会で取り上げる』などという制限的な態様を解釈で補充することは検察の極めて恣意的な解釈であると同時に検察の

「立法」に該当する。あっせん利得処罰法の保護法益は前記に述べたように政治家はカネを貰って斡旋行為をすることを禁じた法律であり、政治家などの政治活動の廉潔性ならびに、その廉潔性に対する国民の信頼が毀損された場合は処罰する法律であって、その権限の行使態様には一切の制限がないのである

確かに一般の国会議員等が関係機関に要請した場合又は口利きを罰することは正しくはない。しかし、国会議員等の要求、口利きであってもその「行為」の報酬として

カネを貰うという「議員等とのカネでの癒着による権限に基づく影響力の行使」行為を罰するのであって、通常政治家の要請行為を罰するものではない。

第2に本件の場合には安倍政権の有力大臣であり政治家の「要請」行為であったからこそ、UR側は当初は補償の意思がなかったのに2億2000万円まで大幅に補償額を上乗せして支払っているのである。この結果＝社会的事実甘利大臣側がどのような言葉で要請したかではなく、安倍政権の有力政治家が有する「権限に基づく影響力の行使」という客観的な地位、権限があったからこそ、UR側は飛躍的に補償額を上乗せしたのである。『言うことを聞かないと国会で取り上げる』とか言ったとか、言わなかったかの問題でなく、当時の甘利大臣の当時の飛ぶ鳥を落とす「地位」「威力」「権限」があったからこそ、UR側も要求に応じたのであろう。例えが悪いが巨大な指定暴力団の有力幹部が横に座っているだけで口に一言も発しなくてもその「威力」に負けて要求に応じると同一の構造である。

第3に、本件は決して軽微な事案ではない。「週刊文春」などの報道によれば、被疑者甘利らが、本件補償交渉に介入する以前には、UR側は「補償の意思はなかった」（週刊文春）、あるいは「1600万円に過ぎなかった」とされている。ところが、被疑者らが介入して以来、その金額は1億8000万円となり、さらに2億円となり、最終的には2億2000万円となった巨額の事件であり、甘利側が貰った金額も巨額である。今回の事件は、有力政治家の口利きが有効であることを如実に示すものであり、これを放置すると多くの業者などが、政権政党の有力大臣や有力政治家に多額のカネを払い、関係機関に「口利き」を要請する事態が跋扈することになる。

これを払拭するために、本件については厳正な捜査と処罰が必要とされている。

4 告発事実の事実関係、政治資金規正法違反について

別紙告発状記載の通り

5 結語

本件のような、政権政党の有力大臣や有力政治家による口利きがあったことが明白な事件においてあつせん利得処罰法の適用ができないということになれば、「公職にある者（国会議員等の政治家）の政治活動の廉潔性ならびに、その廉潔性に対する国民の信頼」を保護することなど到底できないことになる。そして、今後政治家による

「適法な口利き」が野放しとなり、国民は政治活動の廉潔性を信頼することがなくなり、政治不信が増大することとなる。

口利きによる利益誘導型の政治が政治不信を招き、それを防止するために制定されたあっせん利得処罰法の趣旨を十分理解したうえで、検察官の不起訴処分に対して法と市民の目線の立場で「起訴相当」決議をしていただきたく審査請求をする次第である。ちなみにあっせん利得処罰法違反で500万円を受領した事件の時効は本年8月20日に満了する。早急に審査の上、起訴議決をして頂きたい。

添 付 書 類

- | | |
|---------------|-------|
| 1 委任状 | 1 通 |
| 2 処分通知書 | 1 通 |
| 3 告発状・上申書（写し） | 各 1 通 |